

# 1. 中小企業・小規模企業(個人事業者)ですか？

飲食業:資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。

カラオケなどのサービス業:資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

2. 前年又は前々年の要請月※と同月の1日当たり飲食業売上高(税抜)が以下のどれに当たりますか？

【岐阜県独自の要請】 ※要請月10月

- ①83,333円以下(不明な場合等も含む)
- ②83,333円超～250,000円以下
- ③250,000円超

③

3. 前年又は前々年の要請月※と同月と、今年の1日当たり飲食業売上高減少額(税抜)が以下のどれに当たりますか？

【岐阜県独自の要請】 ※要請月10月

- ①187,500円以下
- ②187,500円超  
(かつ1日当たり飲食業売上高が25万円超)

①

パターンA

【売上高方式】

[岐阜県独自の要請] 25,000円/日

②

パターンB

【売上高方式】

[岐阜県独自の要請]

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高(税抜)の3割  
25,000～75,000円/日

①

【売上高方式】

[岐阜県独自の要請] 75,000円/日

②

パターンC

【売上高減少額方式】

前年又は前々年からの1日当たり飲食業売上高減少額(税抜)の4割  
上限:「20万円」又は「前年若しくは前々年の1日当たり飲食業  
売上高(税抜)の3割」のいずれか低い額

いいえ